

補助金等評価シート

担 当 課		市民協働部 生涯学習課 文化財保護室 文化財係				電話	0749-65-6510
性質分類	事業補助(制度的)	開始時期	平成29年4月1日	見直し時期	令和5年3月31日	終期	-
補助金概要	補助金名	指定文化財保存管理補助金					
	補助率・限度額等	6分の1～3分の1以内					
	制度概要	文化財保護法・滋賀県文化財保護条例・長浜市文化財保護条例に基づき、指定された文化財の保存管理に要する経費に対し、予算の範囲内で所有者等に補助金を交付する。					
目 標		指定文化財の保存管理を通して、指定文化財が有する歴史的な価値をさらに高め、後世へ継承する。					
		<目標が数値でない場合の評価方法>					
総合計画での位置づけ		政策番号	4	大分類番号	3	小分類番号	1
		小分類名称	地域の伝統・歴史・文化の継承		施策名称	文化財の活用	
補助金の交付先		指定文化財所有者、指定文化財保護団体					
根拠法令(要綱等)		長浜市文化財保護条例、同施行規則、長浜市文化財保存事業補助金交付要綱					
予算科目(款・項・目・事業)		教育費/社会教育費/文化財保護費/指定文化財等保存整備事業費					

年 度		令和2年度(1年目)		令和3年度(2年目)		令和4年度(3年目)	
		歳出額	特定財源	歳出額	特定財源	歳出額	特定財源
予算・決算額の推移 (単位:千円)	予 算	698	0	770	0	1,124	0
	決 算	666	0	943	0	1,051	0
補 助 率		6分の1～3分の1		6分の1～3分の1		6分の1～3分の1	
（目 決 算 に 対 時 す る 記 達 成 ） 度	達 成 率	達成率	数値・内容	達成率	数値・内容	達成率	数値・内容
	非数値化されたもの (客観的な達成状況を記載)	補助金を交付し、保存管理事業を実施することで、指定文化財の適切な状態での管理(防災設備の日常的な管理、小修理)を行い、文化財の保護を図ることができた。		指定文化財の適切な状態での管理(防災設備の日常的な管理、小修理)に加えて、急を要する修理についても補助金を交付し、文化財の保存管理を進めることができた。		保存管理事業を実施することで、指定文化財を適切な状態で維持管理(防災設備の日常的な管理、小修理)し、文化財の保護を図ることができた。	

評 価 欄 (見 直 し 時 期 に 記 載)	チェック ※該当するものに○	①補助事業者は事業を遂行する力は有しているか	○	⑤補助率は1/2以内か	○
		②補助対象事業が行政目的達成の手段となっているか	○	⑥要綱の終期設定は適切か	-
		③補助対象事業の必要性は生じているか	○	⑦積極的な情報公開がなされているか	○
		④補助対象経費は明確化できているか	○	⑧達成度等の推移が維持・向上しているか	○
×になった項目に対する今後の取組					
目標未達成の原因分析					
評 価 ※該当するものに○		① 拡 充 ・ ② 改 善 ・ ③ 継 続 ・ ④ 廃 止			
		※①拡充 or ②改善の場合の内容		補助率・補助額・補助対象経費・その他	
評 価 理 由		上記評価の理由 ※目標未達成の場合はその改善点も記載すること			
		指定文化財の保存管理を通して、こまめな修理を行うことで文化財を後世に継承することができるため。			